

平成27年度 キャスティ21コアゾーン等まちづくり推進支援業務委託仕様書

1 業務名

平成27年度 キャスティ21コアゾーン等まちづくり推進支援業務委託

2 業務概要

コアゾーンのAブロックからCブロックまでについては、魅力ある商業施設や付加価値の高い都市的サービス産業など、高次都市機能の導入により播磨地域の中核都市に相応しい魅力と活力あふれる都心の形成を目指し、平成24年3月に策定した「キャスティ21コアゾーン等まちづくり指針（以下「まちづくり指針」という。）」に基づき、事業コンペを行い、平成25年3月に優先交渉権者（事業者）を決定し、平成26年2月に各ブロックの事業者で構成する「キャスティ21コアゾーンまちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）」を発足させ、このほど各事業者が遵守すべき事項として「キャスティ21コアゾーンまちなみ形成方針（以下「まちなみ形成方針」という。）」をとりまとめたところである。

また、本年夏頃にはBブロックにおいて、施設の開業が予定され、「まちびらき」を迎える反面、A・Cブロックについては、社会経済状況の変化等によって、当初より着工時期が遅れたため、本年度に施設計画・設計が本格化する予定となっていることから、まちづくり協議会に求められる役割の多様化が想定されている。

このような状況を踏まえ、本業務ではこれまでのコアゾーン等のまちづくり推進に関連する事項に加え、まちの管理運営に関連する事項に対する支援を行うことを目的として、過年度に引続き三次元モデルなどを利用した事業者間の連絡調整やまちづくり協議会の運営を支援するとともに、本年度には各ブロックの整備内容が概ね確定することを踏まえ、コアゾーン等における都市計画画面での対応や関係機関との協議、及びまちづくり協議会が中心市街地の一員として、中心市街地の活性化や既存のまちづくり団体との一体的な活動を展開していくための方向性などについて検討を行うものとする。

3 業務内容

(1) まちづくり協議会における各種計画・設計に関する調整

過年度までの協議・調整結果を継承しつつ、Bブロックにおける施設等の整備内容や、A・Cブロックにおける施設計画・設計内容の情報の共有化を図るとともに、まちなみ形成方針との整合性、新たな方針づくりの必要性などの検討について支援を行うものとする。また、検討に際しては、本市が過年度に作成した「Google SketchUp」による三次元データを利用し、視覚的に分かりやすい資料の作成を行うものとする。

なお、作成した三次元データの著作権は、本市に属するものとする。

ア 連続した歩行者動線の確保と仕様（平面動線及び歩行者デッキ動線）

イ 外構、サインなどの各種デザイン等の統一

ウ 外構と公共空間との関係性を考慮した低層部形態・利用

(2) まちづくり協議会におけるまちの管理運営に関する調整

本年夏頃にはBブロックの施設の開業が予定されている中で、まちづくり協議会による開業後の一体的なソフト面でのまちづくり施策の具体化検討を行うとともに、可能な内容から先行的に実施していくための協議調整の支援を行うものとする。

ア まちびらき時におけるコアゾーンPR・イベントなど、今後のまちづくりに活用するため

の調査等（アンケート調査などによる来客動向、ニーズ把握等）

イ まちづくり協議会によるデッキ及び公共・準公共空間の一体的な管理運営の内容、体制及び経済面を含めたルールの検討（デッキの管理及び敷地使用に関する協定等）

ウ その他開業後のソフト面でのまちづくり施策

エ 全ブロック開業までの段階的实施内容と体制の検討

(3) キャスティ 2 1 地区計画の都市計画決定（地区整備計画の策定）に関する支援

過年度までに実施した地区整備計画の策定に関する検討及び各ブロックでの施設計画・設計内容の決定等を踏まえ、地区整備計画の都市計画決定に関する支援を行うものとする。

ア 計画図等の法定図書の作成や地元説明会及び都市計画審議会などの資料の作成

イ 地区施設の内容、区域とその根拠

ウ 地区整備計画における具体的規制内容

(4) 他のまちづくり団体等との共働による中心市街地活性化の寄与方策の検討支援

コアゾーンに隣接する姫路駅北駅前広場においては、2ヶ年の社会実験を踏まえ、本年度から公共空間利活用が本格実施される予定となっており、今後はこの動きを大手前通りに拡大していく検討が進められようとしている。また、このような公共空間の利活用は本年度から計画期間が開始する姫路市中心市街地活性化基本計画の柱の1つとなっており、コアゾーンに対しても同市街地活性化に向けた取り組みが期待されている。このような動向を踏まえ、本まちづくり協議会が他のまちづくり団体等との共働によって、中心市街地活性化に寄与する方策の検討を支援するものとする。

ア 中心市街地活性化と他のまちづくり団体の活動等の内容の整理

イ コアゾーンの活性化等を目的にした他のまちづくり団体、施策との共働の方向性

ウ 本まちづくり協議会における体制、仕組み

(5) 各種関連資料等の作成

本業務を行う中で必要となる各種関連資料の作成等を行うものとする。

4 打合せ

協議及び連絡事項については、その都度記録し、打合せの際に相互に確認するものとする。

5 成果物

成果物として、次の各号について、紙ベースのほか市が別途指示する形式の電子データにて納品するものとする。

(1) まちづくり協議会における各種計画・設計に関する調整資料 一式

(2) まちづくり協議会におけるまちの管理運営に関する調整資料 一式

(3) キャスティ 2 1 地区計画の都市計画決定（地区整備計画の策定）に関する資料 一式

(4) 他のまちづくり団体等との共働による中心市街地活性化寄与方策の検討に関する資料 一式

(5) 各種関連資料等の作成に関する資料 一式

6 契約予定期間

平成 2 8 年 3 月 2 5 日（金）までとする。

7 その他

各用地の概要（名称、位置等）については、別図のとおりとする。